

官報

号外 昭和三十三年十一月七日

○第二十七回 衆議院會議録第四号

昭和三十三年十一月七日(木曜日)

議事日程 第四号

昭和三十三年十一月七日

午後一時開議

第一 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した案件

海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

午後一時五十分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(金谷秀次君) お諮りいたします。内閣から、海外移住審議会委員に楠美省吾君を任命するため、国会法第三十九条ただし書きの規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第一 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題

といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長松井政吉君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第十二條第一項第三号中「年五分四厘」を「年五分五厘」に、「年四分八厘」を「年五分」に、「年四分二厘」を「年四分五厘」に改める。

第四十七條第一項中「百円以上八千円以下」を「百円以上二万二千円以下」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年十二月一日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔松井政吉君登壇〕

○松井政吉君 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は内閣提出にかかるものでありまして、わが国現下の經濟情勢にかんがみ、郵便貯金の貯金総額の制限額及び定額郵便貯金の利率を引き上げて國民貯蓄の増進に資すること

を目的とするものでありますが、そのおもなる内容は次の三点であります。

第一点は、物価並びに國民所得水準等の推移に対処して、郵便貯金の一預金者の貯金総額の制限額を現行の二十万円から三十万円に引き上げること

であり、第二点は、今夏行われました民間の定期預金の利子引き上げに照応して、定額郵便貯金の預け入れ期間二年以下のものにつきまして、その利率を一厘ないし三厘引き上げること

であり、第三点は、貯金総額の制限額の引き上げに伴ひまして、積立郵便貯金の一回の預け入れ金額の最高額を八千円から一万二千円に引き上げること

であります。

なお、実施期日は本年十二月一日となっております。

以上がこの法律案の目的及び内容でございますが、通信委員会におきましては、十一月一日本案の付託を受け、翌二日以降三回にわたり會議を開きまして、政府より提案理由の説明を聴取し、引き続き政府との間に質疑応答を行い、慎重審議を進めたのであります。

質疑の内容といたしましては、郵便貯金の運用に關する諸問題、今回の定額郵便貯金利子引上率の適否、据置期間一カ年の積立郵便貯金創設の可否等多岐にわたっておりますので、その詳細は會議録に譲ります。

かくして、委員会は、十一月六日質疑を終了し、次いで討論を行い、自由民主党を代表して橋本登美三郎君、日本社会党を代表して森本靖君は、いずれも本案に賛成の意見を述べられ、次いで採決の結果、全会一致をもって本法律案を可決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

昭和三十三年十一月七日 衆議院會議録第四号 議長の報告

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時十分散会

出席國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

國務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

郵政省貯金局長 加藤 桂二君

朗読を省略した報告

一、去る五日鈴木事務総長から一松裁判官彈劾裁判所裁判長及び河野參議院事務総長宛、本院は裁判官彈劾裁判所裁判員予備員木村俊夫君辭任につきその補欠として高見三郎君を選任し、同君の職務を行つ順序は第二順位と指定した旨通知した。

一、去る五日鈴木事務総長から古島裁判官訴追委員会委員長及び河野參議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員瀬戸山三男君辭任につきその補欠として薄田美朝君を選任した旨通知した。

一、去る五日本院は皇室經濟會議予備議員松永東君辭任につきその補欠と

して堤康次郎君を選任し、同君の職務を行つ順序は第一順位と指定した旨内閣に通知した。

一、去る五日本院は檢察官資格審査会委員予備委員今松治郎君辭任につきその補欠として次の通り予備委員を選挙した旨内閣に通知した。

予備委員 小林 郁君(委員権名陸君の予備委員)

一、去る五日本院は首都圈整備審議会委員に衆議院議員福永健司君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る五日本院は海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員に衆議院議員徳安實藏君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る五日本院は離島振興対策審議会委員に衆議院議員綱島正興君及び同山中貞則君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る五日本院は畑地農業改良促進対策審議会委員に衆議院議員塚原俊郎君及び同町村金五君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る五日本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員川島正次郎君及び同三浦一雄君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る五日国土開発縦貫自動車道建設審議会委員に衆議院議員川島正次郎君、同三浦一雄君及び同村上勇君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る五日、内閣から、海外移住審議会委員に本院議員楠美省吾君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る五日、内閣総理大臣から議長宛、臨時恩給等調査会委員本院議員永山忠則君同委員辭任につき、その後任者を推薦されたい旨の申出があつた。

一、昨六日、議長は、臨時恩給等調査会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

中川 俊思君

一、昨六日益谷議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

行政管理庁長 岡部 史郎
政管理局長 岡部 史郎

一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、昨六日議長において承認した岡部史郎を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨六日召集に応じた議員は次の通りである。

新潟県第四区選出 猪俣 浩三君

一、去る五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

農林水産委員会

理事 原 捨思君(理事白濱仁吉君去る七月二十三日委員辭任につきその補欠)

運輸委員会

理事 生田 宏一君(理事木村俊夫君去る七月二十三日委員辭任につきその補欠)

理事 濱野 清吾君(理事今松治郎君去る五日委員辭任につきその補欠)

一、去る五日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

地方行政委員

井岡 大治君 伊藤卯四郎君
西村 力弥君 山田 長司君

法務委員

宇都宮徳馬君 福田 篤泰君
古屋 貞雄君 細田 綱吉君

大蔵委員

勝間田清一君

文教委員

櫻井 奎夫君 中居英太郎君
農林水産委員
片山 哲君 山田 長司君
伊藤卯四郎君

運輸委員

今松 治郎君 村上 勇君
中居英太郎君 稻葉 修君

大島 秀一君 櫻井 奎夫君
通信委員 片島 港君

建設委員 風見 章君 渡邊 徳藏君

片山 哲君

北村徳太郎君 戸塚九一郎君

石村 英雄君 三木 武夫君

決算委員

生田 宏一君 今松 治郎君

一、去る五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

西村 力弥君 山田 長司君
井岡 大治君 伊藤卯四郎君

法務委員

戸塚九一郎君 三木 武夫君
風見 章君 片山 哲君

大蔵委員 石村 英雄君

文教委員 中居英太郎君 櫻井 奎夫君
農林水産委員 細田 綱吉君 伊藤卯四郎君
山田 長司君

運輸委員

稻葉 修君 大島 秀一君

櫻井 奎夫君 今松 治郎君

村上 勇君 中居英太郎君

通信委員 原 彪君

建設委員 田中幾三郎君 片山 哲君

渡邊 惣藏君

予算委員 西村 直己君 宇都宮徳馬君

決算委員 勝岡田清一君 前田 正男君

議院運営委員 今松 治郎君 生田 宏一君

理事 徳田與吉郎君(理事鈴木直人君去る九月二十日死去につきその補欠)

一、昨六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 石村 英雄君 勝岡田清一君

文教委員 鈴木 義男君

商工委員 永井勝次郎君

建設委員 田中幾三郎君 渡邊 惣藏君

予算委員 勝岡田清一君 石村 英雄君

一、昨六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

勝岡田清一君 石村 英雄君

文教委員 小山 亮君

商工委員 伊藤卯四郎君

建設委員 永井勝次郎君 鈴木 義男君

予算委員 石村 英雄君 勝岡田清一君

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員 田中 武夫君 堂森 芳夫君

科学技術振興対策特別委員 堂森 芳夫君 田中 武夫君

一、昨六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員 堂森 芳夫君 田中 武夫君

一、去る五日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案(北山愛郎君外十名提出、衆法第一号)

一、去る五日予備審査のため衆議院議員提出案を衆議院に送付した。

地方交付税法の一部を改正する法律案(北山愛郎君外十名提出)

一、昨六日議員から提出した議案は次の通りである。

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

所得税の臨時特例に関する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出)

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出)

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(八木一男君外十五名提出)

九州地方開発に関する決議案(小澤佐重喜君外九十二名提出)

一、昨六日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

駐留軍関係離職者等臨時措置法案(石橋政嗣君外二十三名提出、衆法第二号)

昭和三十二年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第三号)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る五日いすれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査しわが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係方面より意見の聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十二年十一月五日

外務委員長 野田 武夫

衆議院議長益谷秀次殿

一、調査する事項

一、陸運、海運及び空運に関する事項

二、調査の目的

一、陸運、海運及び空運の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

二、運輸に関する観光事業の発達改善を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係方面より意見並びに説明聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

三、調査の方法

小委員会の設置、関係方面より意見並びに説明聴取、資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十二年十一月五日

運輸委員長 淵上房太郎

衆議院議長益谷秀次殿

一、去る五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

駐留軍使用の東富士演習場における土地貸借契約の未締結問題の解決並びに農業用水の不足緩和と災害防止措置に関する質問主意書(勝岡田清一君提出)

宮崎県内海線に関する質問主意書(伊東岩男君提出)

一、昨六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

京都府井手町有林盗伐事件に関する質問主意書(岡本隆一君提出)

一、昨六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 石村 英雄君 勝岡田清一君

文教委員 鈴木 義男君

商工委員 永井勝次郎君

建設委員 田中幾三郎君 渡邊 惣藏君

予算委員 勝岡田清一君 石村 英雄君

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十二年の年末の賞与等に対する

昭和三十一年十一月七日 衆議院會議録第四号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料共)

發行所 東京都新宿区市名木村街一五
大藏省印刷局
電話九段四三二番(自報露)